

社会福祉法人 西城福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西城福祉会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の基準及び報酬等について定めるものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第2条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）報酬 別表第1に定める額

（2）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、役員旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年5月23日から施行する。

この規程は、平成24年12月19から施行する。

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

別表第1（非常勤役員等の報酬）

役職	業務内容	日額	年総額（最高限度額）
評議員	評議員会への出席	10,000円	280,000円
	上記のほか、法人及び施設業務のための出勤		
理事	理事会への出席	10,000円	360,000円
	上記のほか、法人及び施設業務のための出勤		
監事	評議員会及び理事会への出席	10,000円	240,000円
	上記のほか、法人及び施設業務のための出勤		